

広島県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年二月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道二次大和線	三原市大和町萩原字古市六九四番七地先から三原市大和町萩原字古市六三七番一地先まで	平成二十四年二月九日